2022年度嘉悦大学における公的研究費不正防止計画

嘉悦大学公的研究費統括管理責任者

■不正防止計画とは公的研究費の適正な運営及び管理を行うとともに、公的研究費の不正を防止するための計画を以下のとおり策定するものとする。また、優先的に取り組むべき事項を中心とし、統括管理者責任者が策定、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行い、都度、最高管理責任者へ報告する。
不正を発生させる要因について、本学において不正防止に向けて新たに取り組む項目、優先的に取り組む計画に下線を引いた。

番号　区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	2022年度計画
1.責任体系の明確化	・研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。 ・公的研究費の事務処理において、業務の分担や職務権限が明確になっていない。	・補助金は研究代表者に配分されるが、組織としての責任体系を明確化する。 ・業務の実態に合わせた職務分掌を行い、職務権限の明確化および職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。	・責任体系を明確にするための規程を制定し、責任体系をWeb上にて公表する。 ・公的研究費の事務処理に関する職務権限と決裁手続きについて定める。
2.意識	・不正を個人の問題としてとらえ、組織のルール整備やコンプライアンス意識向上などの予防措置を軽視する。	・不正は常に起こりえるものであると考え、不正が発生する要因を把握する努力をする。」	・不正防止計画の見直しを行い、PDCAサイクルを確立する。 ・研究計画調書を確認することにより、事前に不正を防止する。 ・不正行為を認めた場合の措置を定めることにより、再発を防止する。
3.通報制度	・通報窓口を設置しているが、認知度が低く、内部通報制度が十分に機能していない。 ・通報者保護の観点から、通報窓口を第三者機関に設置することが望ましいとされているが、第三者機関に設置されていない。	・教職員及び業者に対し、通報窓口を周知する。 ・通報者を保護するため、通報窓口を学外に設置する。	・教職員に対し、年に一度通報窓口を案内する。 ・必要なときに確認ができるよう、Webページにて公表する。 ・通報窓口を学内に加え学外にも設置した旨、周知する。
4.執行ルール	・研究費の使用ルールが十分に理解されていない。 ・学内研究費と学外研究費のルールが違う。	・「研究費助成事業取扱要領」を配布し、使用ルールを周知する。	・4月と9月、教職員に「研究費助成事業取扱要領」を周知する。 ・年度末に「研究費助成事業取扱要領」の内容の確認を行う。それを受け必要に応じ、改訂を行う。 ・一部学内研究費と学外研究費のルールの統一を図り、様式の見直し、電子決裁の導入等を目指す。

番号　区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	2022年度計画
5. 執行管理	・研究費の執行が特定の時期に偏っている。	・研究費を計画的に執行するよう周知する。	・11 月に研究者に対して計画的な執行依頼の周知文を送付する。
6. 研究費の適正使用	・年度末に予算執行が集中する。	・研究計画どおりの研究費使用を促す。	・9月、1月に予算の執行状況を確認し、執行が遅れている研究者には、指導を行う。
7. 物品購入	・教員発注制度の利用者が、その権限を逸脱して利用する。 ・事務部門による納品検収が形骸化している。	・教職員に対し、教員発注制度の権限の範囲と責任を周知する。 ・教員発注の物品について事後の納品事実確認を行う。 ・事務局の検収が徹底されているか監査を実施する。	・採択者説明会にて、教員発注制度の権限の範囲と責任を周知する。 ・教員発注の物品について事後の納品事実確認を行うことについて取扱要領に記載し、採択者説明会にて周知する。 ・内部監査実施時に、事務局の検収が徹底されているか監査を行う。
8. 旅費	・出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費を請求する ~~・ICカードを使用したにも関わらず、切符の料金を交通費として請求する。~~	・旅行日程や宿泊の有無等、旅行の実態の把握に努める。 ~~・近距離の交通費については原則ICカード利用分の金額を支給するよう、取扱要領を変更する。~~	・出張願、出張報告書の確認を厳格に行い、必ず宿泊の領収書、交通のチケット等を確認する。
9. 謝金等	・謝金業務が実施されたか確認されていない。 ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分	・第三者によるチェック体制をつくる。 ・特殊な役務に関する検収を実施する。	・内部監査実施時に学内へ予告し、抽出した複数名に対し、謝金支払いの事実確認を行う。 ・取扱要領に特殊な役務に関する検収を実施する旨、記載し周知する。
10. アルバイト	・アルバイト雇用の手続きがルールから逸脱している。 ・アルバイトの勤務実績が本人任せで適切に管理されてない。	・第三者によるチェック体制をつくる。	・内部監査でアルバイトの雇用手続きがルールどおりか、勤務実績管理が本人任せになっていないかの監査を行う

※年度初めに研究支援委員会にて、不正を発生させる要因について把握し、不正防止計画の見直しを行う。

■研究費の不正使用を防止するために、大学事務部に不正防止計画推進部署を設置し、コンプライアンス推進責任者の責任の基、以下のような業務を行い、実施状況を嘉悦大学公的研究費統括管理責任者に報告する。
・コンプライアンアス教育・倫理教育の実施・受講状況の管理。
・ 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
・ 不正発生要因に対する改善策を講じること。
・ 不正防止計画への取り組みに対する機構全体の観点からのモニタリングに関すること。